

グリーンヒル CATV 告知放送運用規則

平成 26 年 11 月 8 日

飛島グリーンヒル地区町内会・自治会

グリーンヒルCATV告知放送運用規則

(目的)

第1条 この規則は、グリーンヒルCATV補足契約の第1条(サービス内容)の(5)に規定する告知放送サービス(以下「告知放送」という。)の運用等に関し、必要な事項を定めるものである。

(放送基準・責任)

第2条 告知放送の内容は、グリーンヒルCATV補足契約において、一般連絡放送、非常時の緊急連絡放送とされているが、これに関する具体的事項は、次のとおりとする。

(1) 告知放送は、若草地区、青山地区および松が丘地区内(以下「地区内」という。)の次に掲げるものが、地区内住民の為に必要な情報を広く周知する場合に利用できるものとする。

- ① 住民
- ② 地域活動に関する各種団体
- ③ 学校、保育園、PTA、病院および商店・塾などの店舗
- ④ 市民センター(公民館)
- ⑤ ZTV滋賀放送局

(2) 告知放送の内容は、次のとおりとする。

- ① まちづくり・自治会活動に関する連絡・伝達事項
- ② 町内での弔事などの伝達事項
- ③ 迷い犬、迷い猫、迷い鳥、拾得物などの連絡
- ④ ゴミステーション環境に関する伝達事項
- ⑤ 各種団体活動に関する連絡・伝達事項
- ⑥ 学校、保育園、PTAなどからの伝達事項
- ⑦ 市民センター(公民館)、市役所などからの広報、光化学スモッグ、熱中症情報、振り込め詐欺など注意喚起と警報連絡・伝達事項
- ⑧ 地震、台風、防犯・防災時などの警察、消防などからの緊急放送
- ⑨ 地区内にある病院、商店、学習塾などの店舗情報で、住民にとって有益な情報<いわゆるコマーシャル放送(以下「コマーシャル放送」という。)>。ただし、この場合は補足事項に定めるところによるものとする
- ⑩ CATVおよび告知放送設備などに関するZTVからの情報
- ⑪ その他、グリーンヒルCATV告知放送運営協議会が必要と認めた事項

(3) 放送の手続き

- ① 放送内容は、指定用紙に記入するか、またはカセットテープに録音すること。
- ② 放送依頼者は、所定の許可を取りZTV担当者に指定用紙等を手渡すこと。
ただし、夜間、休日などでZTV担当者がいない場合は警備員に手渡すこと。

- ③ 防犯・災害などの緊急時は、ZTV担当者または警備員は、本基準に照らして判断し放送すること。
- (4) 放送の許可
- 第2号の放送に関する許可責任者は、下記の通りとする。
- ① 放送内容の①・②・③に関しては、各町内会長または副会長とする。
 - ② 放送内容の④に関しては、ゴミステーションの当番者とする。
 - ③ 放送内容の⑤・⑥・⑦・⑨に関しては、当該組織の代表者とする。
 - ④ 放送内容の⑧に関しては、市民センター長とする。但し、緊急を要するものは、前第3号③により行うものとする。
 - ⑤ 上記に当てはまらない場合は、当該地区代表のグリーンヒルCATV告知放送運営協議会委員の許可を受けるものとする。
- (5) 補足事項（第2号⑨「コマーシャル放送」に関する補足事項）
- ① グリーンヒル地区内に病院、店舗、塾、工房などを構え、日常生活に必要な業務、サービスを行っている者は、月一回に限り朝と夜それぞれ一回だけ無料でコマーシャル放送を流すことが出来る。
 - ② 月のうち複数回放送する場合は、協力金を協議会に納めることで放送できるものとする。
 - ③ 協力金は一回当たり（朝・夕の放送を一セットとする）1,000円とし、放送依頼者は、放送申込時にZTV担当者に手渡すものとする。なお、夜間、休日などでZTV担当者がいない場合は、警備員に手渡すものとする。
 - ④ ZTVは、「グリーンヒルCATV告知放送運営協議会」（以下、「協議会」という。）から預かった協議会発行の領収書を放送依頼者へ手渡し、協力金を預かるものとする。
 - ⑤ ZTVは、月間の協力金を翌月10日までに、協議会へ納めるものとする。

（協力金の分配）

第3条 協力金の分配は、地区内の住民に還元できる方法とし、毎年度末に3等分し、若草地区、青山地区および松が丘地区に分配するものとする。

（告知放送運営協議会）

第4条 グリーンヒルCATV告知放送の運用に関わる組織として、若草地区、青山地区および松が丘地区の代表者（各地区2名ずつで計6名）で構成する「グリーンヒルCATV告知放送運営協議会（以下「協議会」という。）」を設ける。

- 2 協議会委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 協議会は、必要とするとき委員長が招集し開催する。
- 4 協議会は、協力金の分配ほか告知放送運用に関わることを行うものとする。
- 5 協議会は、グリーンヒルCATV放送に関することの地域の窓口となるものとする。
- 6 協議会には、株式会社ZTV滋賀放送局がオブザーバーとしての参加できるものとする。

(規則の改廃)

第5条 この規則の改廃は、若草地区、青山地区および松が丘地区の過半数以上の「町内会・自治会の役員会」の同意を得て協議会にて行うことができる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか活動に必要な事項は、協議会において定めることができる。

付則 この規則は、平成26年11月8日より施行する。

グリーンヒル CATV 告知放送運用細則

本細則は、「グリーンヒル CATV 告知放送運用規則」第 6 条に基づき、告知放送の日常運営に必要な事項を定めるものである。

(放送の依頼)

- 1、告知放送の依頼は、放送時間の 30 分前までに放送原稿を ZTV 担当者へ手渡すものとする。

(放送時間)

- 1、告知放送の定時放送時刻は、下記のとおりとする。
1 日に 2 回とし、朝：8 時、夜：8 時（20 時）とする。
- 2、緊急性を要するものなどについては、上記以外の時間においても放送を行うことが出来る。
- 3、放送者（ZTV）の緊急出動等により止むを得ず所定の時刻に放送できない時には、遅延放送する場合がある。

(放送文字数ならびに放送所要時間の制限)

- 1、指定用紙に記載し放送する場合
 - (1) 本文は、150 文字以内を目安とするものとする。
 - (2) 所定用紙の項目全てに漏れなく記入し、押印する。
- 2、カセットテープの場合
 - (1) 本文は、一般的な読み速度で、1 分以内を目安とするものとする。
 - (2) はっきりと聞き取れる音量での録音テープとする。

(放送回数)

- 1、同一放送の放送回数は、次の通りとする。
所定用紙に記載された一原稿、またはカセットテープ一録音につき、1 セット（朝・夕または朝・翌日朝または夕・翌日夕の 1 セット）までとする。

(その他)

- 1、告知放送の原稿を ZTV に提出後に、告知内容に変更があった場合は、依頼者は ZTV グリーンヒル営業所に訪問して原稿訂正を行うものとする。
(要訂正印)
- 2、告知放送内容について、住民からの問合せについては、1 次窓口は ZTV が行う。但し、苦情や要望など、対応が必要な場合については、告知放送承認印の押印者もしくは依頼者にて対応するものとする。

3、定時放送依頼が無い場合は、放送が無い旨の放送や ZTV からの連絡案内などの放送を行うことが出来るものとする。

(例)「本日の放送はございません。」

「ZTV のテレビやインターネットおよび電話サービスでお困りの時は、フリーダイヤル 0120-222-505 へお電話下さい。・・・」

(細則の改廃)

本細則の改廃は、グリーンヒル CATV 告知放送運営協議会の同意を得て行うものとする。

付則

この細則は、平成26年 11月8日より施行する。